

松本市広報広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広報紙、市のホームページ及びその他市が発行する刊行物（以下「広報等」という。）に掲載する一般広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告の内容は、地域経済の健全な発展及び公共の福祉の向上に寄与するものとし、広報等の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかでないもの
- (10) 男女交際等を目的とするもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (12) 市の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (13) その他、広報等として適当でないと市長が認めるもの

(広報等掲載の優先順位)

第3条 広報等への広告掲載の優先順位は、次の順位によるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体が出資する団体のもの
- (2) 市が補助金を交付する団体のもの
- (3) 市民が利用できる文化・スポーツ・レクリエーション等の施設に関するもの
- (4) 市内の学校法人、各種市民団体
- (5) 企業のうち公共性の高いもの
- (6) 市内に事業所を有するもの
- (7) 前各号のいずれにも該当しないもの

(広告主の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

- (1) 市町村税に滞納のある者
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1

号に規定する暴力団、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(掲載の方法)

第5条 広告の掲載は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙については、紙面の下段
- (2) 市のホームページについては、トップページのバナー広告

(広報紙の発行概要)

第6条 広告掲載する広報紙の発行概要は、次のとおりとする。

- (1) 名称 広報まつもと
- (2) 発行基準日 毎月1日
- (3) 配布範囲 松本市内各世帯、公共施設、コンビニエンスストア等

(広報紙の広告募集方法)

第7条 広報紙の広告は、5月号から翌年4月号までの各号について受け付けるものとし、複数月にわたる受け付けもできる。

- 2 広報紙の広告の募集は、市ホームページ、広報紙等により行うものとする。
- 3 広告の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。
- 4 市長は、募集を行うに当たり、広告主となり得るものに対し、広報紙の広告掲載案内をすることができる。

(広報紙の広告規格等)

第8条 広報紙の広告規格等は、次のとおりとする。

- (1) 規格 中面情報チャンネル下段 1枠 縦47ミリメートル、横173ミリメートル
裏表紙下段 1枠 縦47ミリメートル、横173ミリメートル
- (2) 使用色数 墨一色(グレースケール)
- (3) 掲載枠数 1ページ当たり1枠とし、各月号につき、中面6枠、裏表紙1枠を上限とする。
- (4) 同一の者が同時に2つ以上の枠に広告を掲載することはできない。

(広報紙の広告の表示)

第9条 広告の責任の所在を明確にするため、次に掲げる事項を広告に明記するものとする。

- (1) 広告主の名称(法人名、代表者名又は通称等で一般的に理解できる名称)
- (2) 所在地
- (3) 電話番号

(広報紙の広告掲載申込み及び決定)

第10条 広報紙に広告を掲載しようとする者は、松本市広報紙広告掲載申込書(様式第1号。以下「広報紙広告掲載申込書」という。)に、市区町村税の滞納がないことの証

明書及び広告内容のわかるものを添えて、広告掲載を希望する月の前々月の月末までに、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、広報紙広告掲載申込書を受理したときは、広告の内容等について審査の上、掲載の可否を決定し、その結果を松本市広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 第8条第3号に規定する枠数を超える応募があった場合は、第3条に規定する順位により広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、順位が同一となる場合は、
申込みが早い者を優先して広告掲載の可否を決定する。

（広報紙の広告原稿提出）

第11条 広報紙の広告掲載の決定を受けた者（以下「広報紙広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広報紙の広告原稿の版下（校正が完了した広告の原稿をいう。）を電子データで市に提出するものとする。この場合における当該版下の作成費用は、広報紙広告主の負担とする。

- 2 掲載広告の色校正は、市に一任するものとし、市は色調などの違いに責任を負わないものとする。

（広報紙の広告料）

第12条 広報紙の広告料は、市長が別に定める。

（ホームページの広告募集方法）

第13条 ホームページの広告掲載の期間は毎月1日から末日までの1カ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 ホームページの広告の募集は、市ホームページ、広報紙等により行うものとする。
- 3 広告の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。
- 4 市長は、募集を行うに当たり、広告主となり得るものに対し、ホームページの広告掲載案内をすることができる。

（ホームページの広告規格等）

第14条 ホームページの広告規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 1枠縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 容量 10KB以下とする。
- (3) 画像形式 GIF、JPEG又はPNGとする。
- (4) 掲載枠数 10枠
- (5) 画像の点滅、画面の切り替わりなどの動きのあるものは使用しない。
- (6) 同一の者が同時に2つ以上の枠に広告を掲載することはできない。

（ホームページの広告の表示）

第15条 広告の責任の所在を明確にするため、バナー広告に広告主の名称（法人名、代

表者名又は通称等で一般的に理解できる名称)を広告に明記するものとする。

2 バナー広告のリンク先のウェブサイトでは、次に掲げる事項を広告に明記するものとする。

(1) 広告主の名称(法人名、代表者名又は通称等で一般的に理解できる名称)

(2) 所在地

(3) 電話番号

(ホームページへの広告掲載申込み及び決定)

第16条 ホームページに広告を掲載しようとする者は、松本市ホームページ広告掲載申込書(様式第3号。以下「ホームページ広告掲載申込書」という。)に、市区町村税の滞納がないことの証明書及び広告内容のわかるものを添えて、広告掲載を希望する月の前々月の月末までに市長に申し込むものとする。

2 市長は、ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、広告の内容等について審査の上、掲載の可否を決定し、その結果を松本市ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 ホームページの広告枠を超える応募があった場合は、第3条に規定する順位により広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、順位が同一となる場合は、申込みが早い者を優先して広告掲載の可否を決定する。

(ホームページの広告掲載データ提出)

第17条 ホームページの広告掲載の決定を受けた者は、掲載する広告の原稿データ(以下「広告掲載データ」という。)を市長が指定する方法により作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告掲載データの作成に係る一切の費用は、ホームページ広告主の負担とする。

(ホームページの広告料)

第18条 ホームページの広告料は、市長が別に定める。

(その他刊行物の広告規格及び広告料)

第19条 その他刊行物の広告規格及び広告料は、市長が別に定める。

(広告料の納付)

第20条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料の全額を納付しなければならない。

(広告内容の修正)

第21条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要綱に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告主の責任)

第22条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広報等への広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、広告主がその賠償の責を負うものとする。

(広告の掲載取下げ)

第23条 広告主は、自己の都合により、掲載予定の広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、市長が指定する期日までに書面により市長へ申し出なければならない。

(掲載の取消し)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取りやめることができる。この場合において、広告掲載に関し広告主に生じた損害については、市長はその責を負わない。

- (1) 災害その他のやむを得ない事由により、広告掲載ができなくなったとき。
- (2) 広告主がこの要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (3) 市長が指定する期日までに広告料が納付されないとき。
- (4) 市長が指定する期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (5) その他広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料の還付)

第25条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、前条第1号及び市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告業者との掲載広告取扱業務委託)

第26条 市長は、広報紙各月号の1年度分（5月号から翌年4月号まで計12回発行）の

広告枠又はホームページの1年度分（4月から翌年3月まで）の広告枠を一括して入札で

募集し、広告業者と掲載広告取扱業務契約を締結することができる。

2 前項の掲載広告取扱業務契約を締結した場合における広告掲載の申込み、決定、広告原稿の提出等に必要な事項は、第10条、第11条、第16条及び第17条の規定にかかわらず市長の承認を得て当該広告業者と別に定める。

3 第1項の場合における広告料は、落札価格によるものとする。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月17日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

松本市広報紙広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申込者）住所（所在地）〒

名称

代表者

印

電話番号

担当者氏名

松本市広報広告取扱要綱を遵守の上、松本市広報紙への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

1 希望掲載場所 中面 ・ 裏表紙

2 掲載希望期間等 年 月号 ～ 年 月号

3 添付書類等

- (1) 市区町村税の滞納がないことの証明書（直近3カ月以内のもの）
- (2) 広告内容のわかるもの又は広告原稿案
- (3) 会社案内パンフレット等

様式第2号（第10条関係）

松本市広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申込みがありました松本市広報紙への広告掲載について、松本市
広報広告取扱要綱第10条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 掲載します ・ 掲載しません
- 2 広告掲載号 年 月号 ～ 年 月号
- 3 広告の掲載 中面 ・ 裏表紙
- 4 広告料 円
(円×消費税)
- 5 広告データの提出期限 年 月 日 ()
- 6 付記（条件等）

様式第3号（第18条関係）

松本市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申込者）住所（所在地）〒

名称

代表者

印

電話番号

担当者氏名

松本市広報広告取扱要綱を遵守の上、松本市ホームページへの広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望期間 年 月 ～ 年 月（計 カ月）

2 リンク先URL

3 添付書類等

- (1) 市区町村税の滞納がないことの証明書（直近3カ月以内のもの）
- (2) 広告内容のわかるもの又は広告原稿案
- (3) 会社案内パンフレット等

様式第4号（第18条関係）

松本市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申込みがありました松本市ホームページへの広告掲載について、松本市広報広告取扱要綱第18条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 掲載します ・ 掲載しません
- 2 掲載期間 年 月 ～ 年 月（計 カ月）
- 3 広告料 円
（ 円×消費税）
- 4 広告データの提出期限 年 月 日（ ）
- 5 付記（条件等）